

平成30年 9月29日

〒790-0807

愛媛県松山市平和通4丁目3番地9

愛媛建物株式会社

代表取締役 清家 剛 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

御 連 絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ではございますが、当法人からの平成30年1月29日付申入れ及び同30年7月10日付申入れ（以下「本件申入活動」といいます。）に対して御対応いただきありがとうございました。

先般、当法人に送付いただきました対応後の契約書を拝見させていただき、当法人にて検討いたしました。

当法人としては、貴社が本件申入活動に対して誠実に対応いただき、申入れの対象となった契約書は、本件申入活動を行った時の文言と比較して、消費者の利益に資する内容に改善されていると判断いたしました。

なお、15条2項については修正が未了ですが、民法改正等を踏まえて継続的に検討されるということですので、検討が完了しましたらご連絡いただければ幸いです（御連絡いただきましたら同条項だけではなく他の条項についても当法人としての意見を述べさせていただくことは可能です）。

したがって、本件申入活動は、一旦、終了させていただきたく存じます（なお、本通知は、当法人の貴社に対する本件申入活動を終了する通知であり、貴法人の契約内容が消費者契約法その他法令に反しない正当なものであることを認める趣旨ではありませんので、その点ご注意ください）。

当法人としましては、法令の改正や社会情勢を踏まえて、今後も消費者の利益を擁護する観点から様々な事業者の契約内容等について引き続き関心をもって申入活動を行い、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に少しでも寄与していきたいと考えています。情勢の変化等を受けて必要に応じて改めて是正等の申入れをさせていただく場合もありえますので、何卒、ご理解ご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3階 野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277